

	<p><u>(昭和43年法律第17号) 第6条第1項の規定による貸付資格の認定に関すること。</u></p> <p>19の5～19の9 [略]</p> <p>19の10 <u>宮崎県農業災害資金制度実施要領 (平成11年8月12日定め) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第9の1の(1)の④の規定による利子助成の承認に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第9の1の(2)の④の規定による利子補給の承認に関すること。</u></p> <p>19の11～19の15 [略]</p> <p>19の16 <u>農業経営の再建整備を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱 (昭和54年4月4日付け54構改B第461号農林水産事務次官依命通達) 第8の(1)の規定による助成措置の認定に関すること。</u></p> <p>19の17 <u>既往借入金等に係る負債の円滑な支払を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱 (平成元年2月1日付け元構改B第83号農林水産事務次官依命通達) 第6の(1)の規定による助成措置の認定に関すること。</u></p> <p>19の18・19の19 [略]</p> <p>19の20 <u>宮崎県野菜生産緊急支援資金制度実施要領 (平成12年12月20日定め) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第10の4の規定による指定野菜経営計画の承認に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第11の規定による指定野菜経営計画の承認の取消しに関すること。</u></p> <p>(3) <u>第14の3の規定による確認調査に関すること。</u></p> <p>19の21～19の23 [略]</p> <p>19の24 <u>宮崎県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領 (平成13年7月3日定め) 第2の3の(2)の規定による利子補給の諾否の決定に関すること。</u></p> <p>19の25 <u>宮崎県農業災害緊急支援資金制度実施要領 (平成16年4月1日定め) による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第8の4の規定による利子補給補助の承認に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第9の規定による利子補給補助の承認の取消しに関すること。</u></p> <p>20～25の3 [略]</p> <p>25の4 <u>農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) による次の事務</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>25の5～29の10 [略]</p> <p>29の11 <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則 (平成13年国土交通省令第71号) 第7条第1項の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>29の12～50 [略]</p>		<p>19の5～19の9 [略]</p> <p>19の10 削除</p> <p>19の11～19の15 [略]</p> <p>19の16及び19の17 削除</p> <p>19の18・19の19 [略]</p> <p>19の20 削除</p> <p>19の21～19の23 [略]</p> <p>20～25の3 [略]</p> <p>25の4 <u>農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) による次の事務</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第15条の2第7項の規定による協議の受付に関すること。</u></p> <p>25の5～29の10 [略]</p> <p>29の11 <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則 (平成13年国土交通省令第71号) 第8条第1項の規定による申請書の受理に関すること。</u></p> <p>29の12～50 [略]</p> <p>50の2 <u>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に</u></p>
--	---	--	--

	51～55 [略] 56 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）による次の事務 (1)～(3) [略] (4) [略] 57～59 [略]		関する法律（平成19年法律第66号）による次の事務 (1) 第4条第1項の規定による届出の受理に関すること。 (2) 第12条第1項の規定による届出の受理に関すること。 51～55 [略] 56 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第75条第5項の規定による報告の受理に関すること。 (5) 第75条の2第1項の規定による届出の受理に関すること。 (6) 第75条の2第3項の規定による報告の受理に関すること。 (7) [略] 57～59 [略]
[略]		[略]	
福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	1～5 [略] 5の2 宮崎県高齢者等保健福祉推進事業実施要綱による次の事務 (1) 第6条（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業実施の協議に関すること。 (2) 第8条第1項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補助金交付申請の指示に関すること。 5の3 宮崎県高齢者等保健福祉推進事業費補助金交付要綱に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。 6～9 [略]	福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	1～5 [略] 6～9 [略]
保健所長	1～7の3 [略] 8 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による次の事務 (1)・(2) [略] (3)～(13) [略] 8の2～31 [略] 31の2 社会福祉法による次の事務（健康増進課所管の社会福祉法人に係るものに限る。） (1)～(12) [略] (13) 第56条第1項の規定による報告の徴収又は検査に関すること。 (14)・(15) [略] 32～69 [略]	保健所長	1～7の3 [略] 8 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による次の事務 (1)・(2) [略] (3) 第10条第1項の規定による申請の受理に関すること。 (4)～(14) [略] 8の2～31 [略] 31の2 社会福祉法による次の事務（障害福祉課所管の社会福祉法人のうち社会福祉法人あじさいの里、社会福祉法人都城あおぞら及び社会福祉法人藤慶会に係るものに限る。） (1)～(12) [略] (13)・(14) [略] 32～69 [略]
[略]		[略]	
農林振興局長	1～2の6 [略] 2の7 削除 2の8 自作農維持資金通法第6条の規定による農業経営安定計画の達成指導に関すること。	農林振興局長	1～2の6 [略] 2の7から2の10まで 削除

	<p>2の9 宮崎県農業近代化資金制度運営要領による次の事務</p> <p>(1) 第5の2の(1)の規定による利子補給の承認に関すること。</p> <p>(2) 第5の2の(2)の規定による貸付限度の特例の承認に関すること。</p> <p>2の10 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法第6条第1項の規定による貸付資格の認定に関すること。</p> <p>2の11～2の15 [略]</p> <p>2の16 宮崎県農業災害資金制度実施要領による次の事務</p> <p>(1) 第9の1の(1)の④の規定による利子助成の承認に関すること。</p> <p>(2) 第9の1の(2)の④の規定による利子補給の承認に関すること。</p> <p>2の17～2の21 [略]</p> <p>2の22 農業経営の再建整備を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱第8の(1)の規定による助成措置の認定に関すること。</p> <p>2の23 既往借入金等に係る負債の円滑な支払を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱第6の(1)の規定による助成措置の認定に関すること。</p> <p>2の24・2の25 [略]</p> <p>2の26 宮崎県野菜生産緊急支援資金制度実施要領による次の事務</p> <p>(1) 第10の4の規定による指定野菜経営計画の承認に関すること。</p> <p>(2) 第11の規定による指定野菜経営計画の承認の取消しに関すること。</p> <p>(3) 第14の3の規定による確認調査に関すること。</p> <p>2の27～2の29 [略]</p> <p>2の30 宮崎県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領第2の3の(2)の規定による利子補給の諾否の決定に関すること。</p> <p>2の31 宮崎県農業災害緊急支援資金制度実施要領による次の事務</p> <p>(1) 第8の4の規定による利子補給補助の承認に関すること。</p> <p>(2) 第9の規定による利子補給補助の承認の取消しに関すること。</p> <p>3～14 [略]</p> <p>15 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>16～23 [略]</p>		<p>2の11～2の15 [略]</p> <p>2の16 削除</p> <p>2の17～2の21 [略]</p> <p>2の22及び2の23 削除</p> <p>2の24・2の25 [略]</p> <p>2の26 削除</p> <p>2の27～2の29 [略]</p> <p>3～14 [略]</p> <p>15 農業振興地域の整備に関する法律による次の事務</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第15条の2第7項の規定による協議の受付に関すること。</p> <p>16～23 [略]</p>
[略]		[略]	
土木事務 所長	1～11の10 [略] 11の11 土砂災害警戒区域等における土砂災害防	土木事務 所長	1～11の10 [略] 11の11 土砂災害警戒区域等における土砂災害防

<p>止対策の推進に関する法律施行規則第7条第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>11の12～18の3 [略]</p> <p>18の4 都市公園法(昭和31年法律第79号)による次の事務(西都土木事務所に限る。)</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第8条の規定による条件の附加に関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>18の5 都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)による次の事務(西都土木事務所に限る。)</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>19～20 [略]</p> <p>21 次に掲げる不動産の登記嘱託に関すること。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>22～23 [略]</p> <p>24 都市計画法による次の事務</p> <p>(1) 第29条第1項の規定による次の開発行為で開発区域の面積が5,000平方メートル(宮崎土木事務所及び都城土木事務所にあつては、1万平方メートル)未満のものの特許に関すること(宮崎土木事務所、都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) 第34条第13号の規定による届出の受理に関すること(宮崎土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>(3) 第34条の2第1項(第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による国の機関又は都道府県等との協議((1)に規</p>	<p>止対策の推進に関する法律施行規則第8条第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>11の12～18の3 [略]</p> <p>18の4 都市公園法(昭和31年法律第79号)による次の事務(宮崎土木事務所及び西都土木事務所に限る。)</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第8条の規定による条件の附加に関すること(第5条第1項の規定による許可に係るものを除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 第27条第3項の規定による措置に関すること。</p> <p>(7) 第27条第4項の規定による工作物等の保管に関すること。</p> <p>(8) 第27条第5項の規定による公示(都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)第11条の3第1項第2号の規定により行うものを除く。)に関すること。</p> <p>(9) 第27条第6項の規定による工作物等の売却及び売却代金の保管に関すること。</p> <p>(10) 第27条第7項の規定による工作物等の廃棄に関すること。</p> <p>(11) 第27条第9項の規定による工作物等の除却等の措置に要した費用の徴収に関すること。</p> <p>18の5 都市公園条例による次の事務(宮崎土木事務所及び西都土木事務所に限る。)</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>18の6 都市公園に係る境界確定の協議に関すること(宮崎土木事務所及び西都土木事務所に限る。)</p> <p>19～20 [略]</p> <p>21 次に掲げる不動産の登記嘱託に関すること。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 都市公園に係るもの(宮崎土木事務所及び西都土木事務所に限る。)</p> <p>22～23 [略]</p> <p>24 都市計画法による次の事務</p> <p>(1) 第29条第1項の規定による次の開発行為で開発区域の面積が5,000平方メートル(都城土木事務所にあつては、1万平方メートル)未満のものの特許に関すること(都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) 第34条第13号の規定による届出の受理に関すること(高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)</p> <p>(3) 第34条の2第1項(第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による国の機関又は都道府県等との協議((1)に規</p>
---	--

<p>定する開発行為に係るものに限る。) に関する事 こと (宮崎土木事務所、都城土木事務所、 高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)。</p> <p>(4) 第35条の2第1項の規定による開発行為 の変更の許可 ((1)に規定する開発行為に係 るものに限る。) に関する事 (宮崎土木事 務所、都城土木事務所、高岡土木事務所及び 日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(5) 第35条の2第3項の規定による開発行為 の軽微な変更の届出 ((1)に規定する開発行 為に係るものに限る。) の受理に関する事 (宮崎土木事務所、都城土木事務所、高岡土 木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(6)~(8) [略]</p> <p>(9) 第38条の規定による開発行為 ((1)に規 定するものに限る。) に関する工事の廃止の 届出の受理に関する事 (宮崎土木事務所、 都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土 木事務所に限る。))。</p> <p>(10) 第41条第1項 (第34条の2第2項及び第 35条の2第4項において準用する場合を含む 。) の規定による制限 ((1)のイ、ウ及びエ に規定する開発行為に係るものに限る。) に 関する事 (宮崎土木事務所、都城土木事務 所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限 る。))。</p> <p>(11) 第41条第2項ただし書 (第34条の2第2 項及び第35条の2第4項において準用する場 合を含む。) の規定による許可 ((1)のイ、 ウ及びエに規定する開発行為に係るものに限 る。) に関する事 (宮崎土木事務所、都城 土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事 務所に限る。))。</p> <p>(12) 第42条第1項ただし書の規定による許可 ((1)に規定する開発行為に係るものに限 る。) に関する事 (宮崎土木事務所、都城土 木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務 所に限る。))。</p> <p>(13) 第42条第2項の規定による国の機関との 協議 ((1)に規定する開発行為に係るもの に限る。) に関する事 (宮崎土木事務所、都 城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土 木事務所に限る。))。</p> <p>(14) 第43条第1項の規定による次の建築物又 は第一種特定工作物に係る許可に関する事 (宮崎土木事務所、高岡土木事務所及び日向 土木事務所に限る。))。 ア~ウ [略]</p> <p>(15) 第43条第3項の規定による国の機関又は 都道府県等との協議 ((14)に規定する建築物 又は第一種特定工作物に係るものに限る。) に関する事 (宮崎土木事務所、高岡土木事 務所及び日向土木事務所に限る。))。</p>		<p>定する開発行為に係るものに限る。) に関する 事 (都城土木事務所、高岡土木事務所及び 日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(4) 第35条の2第1項の規定による開発行為 の変更の許可 ((1)に規定する開発行為に係 るものに限る。) に関する事 (都城土木事 務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に 限る。))。</p> <p>(5) 第35条の2第3項の規定による開発行為 の軽微な変更の届出 ((1)に規定する開発行 為に係るものに限る。) の受理に関する事 (都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向 土木事務所に限る。))。</p> <p>(6)~(8) [略]</p> <p>(9) 第38条の規定による開発行為 ((1)に規 定するものに限る。) に関する工事の廃止の 届出の受理に関する事 (都城土木事務所、 高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)。</p> <p>(10) 第41条第1項 (第34条の2第2項及び第 35条の2第4項において準用する場合を含む 。) の規定による制限 ((1)のイ、ウ及びエ に規定する開発行為に係るものに限る。) に 関する事 (都城土木事務所、高岡土木事務 所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(11) 第41条第2項ただし書 (第34条の2第2 項及び第35条の2第4項において準用する場 合を含む。) の規定による許可 ((1)のイ、 ウ及びエに規定する開発行為に係るものに限 る。) に関する事 (都城土木事務所、高岡 土木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(12) 第42条第1項ただし書の規定による許可 ((1)に規定する開発行為に係るものに限 る。) に関する事 (都城土木事務所、高岡土 木事務所及び日向土木事務所に限る。))。</p> <p>(13) 第42条第2項の規定による国の機関との 協議 ((1)に規定する開発行為に係るもの に限る。) に関する事 (都城土木事務所、高 岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。)) 。</p> <p>(14) 第43条第1項の規定による次の建築物又 は第一種特定工作物に係る許可に関する事 (高岡土木事務所及び日向土木事務所に限 る。))。 ア~ウ [略]</p> <p>(15) 第43条第3項の規定による国の機関又は 都道府県等との協議 ((14)に規定する建築物 又は第一種特定工作物に係るものに限る。) に関する事 (高岡土木事務所及び日向土 木事務所に限る。))。</p>
--	--	--

	<p>(16) 第45条の規定による承認（(1)に規定する開発行為に係るものに限る。）に関する事 と（宮崎土木事務所、都城土木事務所、高岡 土木事務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>(17) 第46条の規定による開発登録簿の調製及 び保管に関する事（宮崎土木事務所、都城 土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事 務所に限る。）。</p> <p>(18) 第47条第1項（第34条の2第2項及び第 35条の2第4項において準用する場合を含む 。）の規定による登録に関する事（宮崎土 木事務所、都城土木事務所、高岡土木事務所 及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>(19) 第47条第2項及び第3項（第34条の2第 2項において準用する場合を含む。）の規定 による附記に関する事（宮崎土木事務所、 都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土 木事務所に限る。）。</p> <p>(20) 第47条第4項（第34条の2第2項におい て準用する場合を含む。）の規定による登録 簿の修正に関する事（宮崎土木事務所、都 城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土 木事務所に限る。）。</p> <p>(21) 第47条第5項（第34条の2第2項におい て準用する場合を含む。）の規定による登録 簿の保管及びその写しの交付に関する事（ 宮崎土木事務所、都城土木事務所、高岡土 木事務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>(22)～(24) [略]</p> <p>24の2 都市計画法施行規則による次の事務</p> <p>(1) 第37条の規定による登録簿の閉鎖（第24 号(1)に規定する開発行為に係るものに限る 。）に関する事（宮崎土木事務所、都城土 木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事 務所に限る。）。</p> <p>(2) 第38条第1項の規定による閲覧所の設置 に関する事（宮崎土木事務所、都城土木事 務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に 限る。）。</p> <p>(3) [略]</p> <p>24の3 都市計画法施行細則による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第26条の規定による地位承継の届出の受 理（第24号(1)に規定する開発行為及び同号 (14)に規定する建築物又は第一種特定工作物 に係るものに限る。）に関する事（宮崎土 木事務所、都城土木事務所、高岡土木事務所 及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>25～31 [略]</p>	<p>(16) 第45条の規定による承認（(1)に規定す る開発行為に係るものに限る。）に関する事 と（都城土木事務所、高岡土木事務所及び日 向土木事務所に限る。）。</p> <p>(17) 第46条の規定による開発登録簿の調製及 び保管に関する事（都城土木事務所、高岡 土木事務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>(18) 第47条第1項（第34条の2第2項及び第 35条の2第4項において準用する場合を含む 。）の規定による登録に関する事（都城土 木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事 務所に限る。）。</p> <p>(19) 第47条第2項及び第3項（第34条の2第 2項において準用する場合を含む。）の規定 による附記に関する事（都城土木事務所、 高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。 ）。</p> <p>(20) 第47条第4項（第34条の2第2項におい て準用する場合を含む。）の規定による登録 簿の修正に関する事（都城土木事務所、高 岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。） 。</p> <p>(21) 第47条第5項（第34条の2第2項におい て準用する場合を含む。）の規定による登録 簿の保管及びその写しの交付に関する事（ 都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土 木事務所に限る。）。</p> <p>(22)～(24) [略]</p> <p>24の2 都市計画法施行規則による次の事務</p> <p>(1) 第37条の規定による登録簿の閉鎖（第24 号(1)に規定する開発行為に係るものに限る 。）に関する事（都城土木事務所、高岡土 木事務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>(2) 第38条第1項の規定による閲覧所の設置 に関する事（都城土木事務所、高岡土木事 務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>(3) [略]</p> <p>24の3 都市計画法施行細則による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第26条の規定による地位承継の届出の受 理（第24号(1)に規定する開発行為及び同号 (14)に規定する建築物又は第一種特定工作物 に係るものに限る。）に関する事（都城土 木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事 務所に限る。）。</p> <p>25～31 [略]</p> <p>31の2 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に 関する法律による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による届出の受理に 関すること。</p> <p>(2) 第12条第1項の規定による届出の受理に</p>
--	--	--

<p>32~36 [略] 37 エネルギーの使用の合理化に関する法律による次の事務 (1)~(3) [略] (4) [略] 38 [略]</p>	<p><u>関すること。</u> 32~36 [略] 37 エネルギーの使用の合理化に関する法律による次の事務 (1)~(3) [略] <u>(4) 第75条第5項の規定による報告の受理に</u> <u>関すること。</u> <u>(5) 第75条の2第1項の規定による届出の受理に</u> <u>関すること。</u> <u>(6) 第75条の2第3項の規定による報告の受理に</u> <u>関すること。</u> (7) [略] 38 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>港湾事務 所長</p>	<p>[略]</p>
<p>都市公園 総合事務 所長</p> <p>1 1箇所の工事費見込金額が 8,000万円未満の建設工事の工事箇所の工区分割に関する<u>こと。</u> 2 1件の設計金額が 8,000万円未満の建設工事の執行に関する<u>こと</u> (変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなる設計図書の変更に関する<u>こと</u>を除く。) 2の2 1件の設計金額が 1,000万円未満 (出来形部分の検査については 8,000万円未満) の建設工事の検査に関する<u>こと。</u> 2の3 建設工事に関する1件の設計金額 8,000万円未満の設計、調査又は測量の委託に関する<u>こと。</u> 3 建設工事の執行に伴う1件の予定価格 8,000万円未満の用地の購入に関する<u>こと。</u> 3の2 建設工事の執行に伴う用地の寄附採納に関する<u>こと。</u> 3の3 建設工事の執行に伴う 8,000万円未満の補償に関する<u>こと。</u> 4 知事契約に係る建設工事 (本庁で執行する工事を除く。)に関する次の事務 (1) 入札の執行及び当該入札に係る入札保証金の取扱いに関する<u>こと。</u> (2) 工程表及び請負代金内訳書の受理に関する<u>こと。</u> (3) 関連工事の調整に関する<u>こと。</u> (4) 工事の出来形部分の検査に関する<u>こと。</u> (5) 工事現場に搬入した工事材料の確認に関する<u>こと。</u> (6) 部分払に係る請負代金相当額の協議に関する<u>こと。</u> (7) 現場代理人等の通知受理に関する<u>こと。</u> (8) 工事関係者に係る措置要求に関する<u>こと。</u> 。 (9) 保険等に関する<u>こと。</u> (10) 設計図書の変更 (変更後の請負見込金額が当初の請負代金額の2倍を超えることとなるもの及び重要な変更を除く。)に関する<u>こと。</u></p>	<p>[略]</p>

<p>(11) <u>監督に関すること（監督の委託に関する ことを除く。）。</u></p> <p>(12) <u>部分使用の申出に関すること。</u></p> <p>(13) <u>契約目的物の受領（かしのある場合の受 領を除く。）に関すること。</u></p> <p>(14) <u>支給材料及び貸与品に関すること。</u></p> <p>4の2 <u>所管建設工事等に係る契約の内容証明、 履行証明及び出来形証明に関すること。</u></p> <p>5 <u>都市公園法による次の事務（西都土木事務所 長の権限に属するものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>第6条第1項の規定による占用の許可に 関すること。</u></p> <p>(2) <u>第6条第3項の規定による変更の許可に 関すること。</u></p> <p>(3) <u>第8条の規定による条件の附加に関する こと（第5条第1項の規定による許可に係る ものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>第9条の規定による占用の協議に関する こと。</u></p> <p>(5) <u>第10条第2項の規定による措置に関する こと。</u></p> <p>(6) <u>第27条第3項の規定による措置に関する こと。</u></p> <p>(7) <u>第27条第4項の規定による工作物等の保 管に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第27条第5項の規定による公示（都市公 園条例第11条の3第1項第2号の規定により 行うものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第27条第6項の規定による工作物等の売 却及び売却代金の保管に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第27条第7項の規定による工作物等の廃 棄に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第27条第9項の規定による工作物等の除 却等の措置に要した費用の徴収に関すること 。</u></p> <p>6 <u>都市公園条例による次の事務（西都土木事務 所長の権限に属するものを除く。）</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の規定による行為の許可に 関すること。</u></p> <p>(2) <u>第3条第3項の規定による変更の許可に 関すること。</u></p> <p>(3) <u>第3条第5項の規定による条件の附加に 関すること。</u></p> <p>(4) <u>第6条の規定による利用の禁止又は制限 に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第12条の規定による行為の届出の受理に 関すること。</u></p> <p>(6) <u>第13条の規定による使用料の減免（都市 公園使用料減免取扱要領に基づくものに限る 。）に関すること。</u></p> <p>7 <u>都市公園に係る不動産の登記嘱託に関するこ と。</u></p> <p>8 <u>都市公園に係る境界確定の協議に関すること 。</u></p>			
---	--	--	--

[略]

付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

- 1～13 [略]
- 14 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、新需給システム推進事業、新地域水田農業担い手条件整備事業、宮崎米新産地づくり体制支援事業、挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業、新みやざき園芸産地再生事業、元気みやざき園芸産地確立事業、「みやざきの花」ブランド産地育成対策事業、今だ！ラナンキュラス日本一産地づくり事業、魅力あるみやざきの果樹産地育成事業、宮崎ならではの果樹産地構造改革推進事業、葉たばこ等特用作物経営安定対策事業及び「魅力あるみやざき茶」産地総合対策事業に係る補助金
- 15～17 [略]
- 18 宮崎県農業災害資金利子助成等補助金交付要綱 (平成11年8月12日定め) に基づく補助金
- 19・20 [略]
- 21 宮崎県野菜生産緊急支援資金利子補給補助金交付要綱 (平成12年12月20日定め) に基づく補助金
- 22～46 [略]

[略]

付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

- 1～13 [略]
- 14 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱 (平成10年4月1日定め) に基づく補助金のうち、大規模担い手育成等コスト低減対策事業、米需給システム体制強化支援事業、園芸産地基盤強化緊急整備事業、メロン産地改革緊急支援事業、産地加工施設対応畑作農業推進事業、挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業、新みやざき園芸産地再生事業、元気みやざき園芸産地確立事業、「みやざきの花」産地パワーアップ推進事業、宮崎ならではの果樹産地構造改革推進事業、緊急！みやざきの中山間果樹産地再構築事業、果樹ブランド力向上産地戦略推進事業、葉たばこ等特用作物経営安定対策事業及び茶業経営構造改革総合対策事業に係る補助金
- 15～17 [略]
- 18・19 [略]
- 20～44 [略]
- 45 みやざき農業振興資金利子補給金・利子助成補助金交付要綱 (平成22年4月1日定め) に基づく利子補給金及び補助金

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表土木事務所長の項第24号から第24号の3までの改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第7号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(名称、位置及び所管区域)				(名称、位置及び所管区域)			
第88条 宮崎県行政機関設置条例 (平成11年宮崎県条例第37号) 第2条第1項の規定により設置された県税・総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。				第88条 宮崎県行政機関設置条例 (平成11年宮崎県条例第37号) 第2条第1項の規定により設置された県税・総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。			
名 称	位 置	所 管 区 域		名 称	位 置	所 管 区 域	
		県税及び総務に 関する事務	商工及び労政に 関する事務			県税及び総務に 関する事務	商工及び労政に 関する事務
宮崎県宮崎 県税・総務 事務所	宮崎市橘通 東1丁目9 番10号	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡		宮崎県宮崎 県税・総務 事務所	宮崎市橘通 東1丁目9 番10号	宮崎市 東諸県 郡	
[略]				[略]			
宮崎県小林 県税・総務 事務所	小林市大字 細野字瀬戸 ノ口 367番 地の2	[略]		宮崎県小林 県税・総務 事務所	小林市細野 字瀬戸ノ口 367番地の 2	[略]	
[略]				[略]			

(名称、位置及び所管区域)

第 102 条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉子どもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障害者福祉に関する事務
宮崎県中央福祉子どもセンター	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2	宮崎市 日南市 申間市 宮崎郡 東諸県郡	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡
[略]			

2 [略]

(名称、位置及び所管区域)

第 113 条 宮崎県行政機関設置条例第 5 条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央保健所	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡
[略]		
宮崎県小林保健所	小林市大字堤字 金鳥居 3020 番地 13	[略]
[略]		

(名称及び位置)

第 139 条 身体障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県身体障害者相談センター	宮崎郡清武町大字木原字勢田 57 19 番地 2

(名称及び位置)

第 148 条の 2 子ども療育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立子ども療育センター	宮崎郡清武町大字木原字山内 42 57 番地 8

(名称、位置及び所管区域)

第 153 条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県都城食肉衛生検査所	都城市平江町 38 号 1 番	都城市 (上水流町及び高崎町を除く。) 日南市 申間市 宮崎郡 北諸県郡 東諸県郡
[略]		
宮崎県小林食肉衛生検査所	小林市大字細野字 沖 2472 番地 1	[略]
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 161 条 宮崎県行政機関設置条例第 6 条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央児童	宮崎市霧島 1 丁目	宮崎市 日南市 西都市

(名称、位置及び所管区域)

第 102 条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉子どもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障害者福祉に関する事務
宮崎県中央福祉子どもセンター	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2	宮崎市 日南市 申間市 東諸県郡	宮崎市 日南市 西都市 東諸県郡 児湯郡
[略]			

2 [略]

(名称、位置及び所管区域)

第 113 条 宮崎県行政機関設置条例第 5 条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央保健所	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2	宮崎市 東諸県郡
[略]		
宮崎県小林保健所	小林市堤字金鳥居 3020 番地 13	[略]
[略]		

(名称及び位置)

第 139 条 身体障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県身体障害者相談センター	宮崎郡清武町大字木原字勢田 57 19 番地 2

(名称及び位置)

第 148 条の 2 子ども療育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県立子ども療育センター	宮崎郡清武町大字木原字山内 42 57 番地 8

(名称、位置及び所管区域)

第 153 条 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県都城食肉衛生検査所	都城市平江町 38 号 1 番	都城市 (上水流町及び高崎町を除く。) 日南市 申間市 北諸県郡 東諸県郡
[略]		
宮崎県小林食肉衛生検査所	小林市細野字 沖 2472 番地 1	[略]
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 161 条 宮崎県行政機関設置条例第 6 条の規定により設置された児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央児童	宮崎市霧島 1 丁目	宮崎市 日南市 西都市

相談所	目 1 番地 2	宮崎郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 189 条 宮崎県行政機関設置条例第 7 条第 1 項の規定により設置された農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中部農林振興局	宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡
[略]		
宮崎県西諸県農林振興局	小林市大字細野字瀬戸ノ口 367 番地の 2	[略]
[略]		

(内部組織)

第 197 条 [略]

2 総合農業試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
[略]	
宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センター	西諸県郡野尻町大字東麓 2581 番地 88

3 [略]

(名称、位置及び管轄区域)

第 212 条 宮崎県行政機関設置条例第 9 条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県宮崎家畜保健衛生所	宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原 3151 番地 1	宮崎市 日南市 串間市 西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(内部組織)

第 230 条 [略]

2 前項に規定する生物利用部に分場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場生物利用部小林分場	小林市大字南西方字出之山 1091 番地

(名称、位置及び所管区域)

第 237 条 宮崎県行政機関設置条例第 10 条第 1 項の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県宮崎土木事務所	宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号	宮崎市 (高岡町を除く。) 宮崎郡
[略]		
宮崎県小林土木事務所	小林市大字細野字瀬戸ノ口 367 番地の 2	[略]
[略]		

(名称及び位置)

第 241 条の 2 建設技術センターの名称及び位置は、次のとおりと

相談所	目 1 番地 2	東諸県郡 児湯郡
[略]		

(名称、位置及び所管区域)

第 189 条 宮崎県行政機関設置条例第 7 条第 1 項の規定により設置された農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中部農林振興局	宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号	宮崎市 東諸県郡
[略]		
宮崎県西諸県農林振興局	小林市細野字瀬戸ノ口 367 番地の 2	[略]
[略]		

(内部組織)

第 197 条 [略]

2 総合農業試験場に支場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
[略]	
宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センター	小林市野尻町東麓 2581 番地 88

3 [略]

(名称、位置及び管轄区域)

第 212 条 宮崎県行政機関設置条例第 9 条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県宮崎家畜保健衛生所	宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原 3151 番地 1	宮崎市 日南市 串間市 西都市 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(内部組織)

第 230 条 [略]

2 前項に規定する生物利用部に分場を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県水産試験場生物利用部小林分場	小林市南西方字出之山 1091 番地

(名称、位置及び所管区域)

第 237 条 宮崎県行政機関設置条例第 10 条第 1 項の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県宮崎土木事務所	宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号	宮崎市 (高岡町を除く。)
[略]		
宮崎県小林土木事務所	小林市細野字瀬戸ノ口 367 番地の 2	[略]
[略]		

(名称及び位置)

第 241 条の 2 建設技術センターの名称及び位置は、次のとおりと

する。

名 称	位 置
宮崎県建設技術センター	宮崎郡清武町大字今泉2559の1

する。

名 称	位 置
宮崎県建設技術センター	宮崎市清武町今泉2559の1

第2条 宮崎県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																		
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 分掌事務</p> <p>第1款 県民政策部各課の分掌事務 (第7条-第9条の6)</p> <p>第2款~第9款 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節~第51節 [略]</p> <p>第52節 都市公園総合事務所 (第252条-第255条)</p> <p>第53節 東九州自動車道用地事務所 (第255条の2-第255条の6)</p> <p>第4章~第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(局及び課の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>局</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 生活・協働・男女参画課 文化文教・国際課 人権同和対策課 情報政策課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境森林部</td> <td></td> <td>環境森林課 環境管理課 環境対策推進課 自然環境課 森林整備課 山村・木材振興課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工観光労働部</td> <td></td> <td>商工政策課 工業支援課 商業支援課 経営金融課 労働政策課</td> </tr> <tr> <td>企業立地推進局</td> <td>企業立地課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td></td> <td>管理課 用地対策課 技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川課 砂防課 港湾課 都市計画課 公園下水道課 建築住宅課 営繕課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策課</td> <td>中山間・地域対策室</td> </tr> <tr> <td>市町村課</td> <td>市町村合併支援室</td> </tr> <tr> <td>障害福祉課</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	局	課	県民政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 生活・協働・男女参画課 文化文教・国際課 人権同和対策課 情報政策課	[略]			環境森林部		環境森林課 環境管理課 環境対策推進課 自然環境課 森林整備課 山村・木材振興課	商工観光労働部		商工政策課 工業支援課 商業支援課 経営金融課 労働政策課	企業立地推進局	企業立地課	[略]			県土整備部		管理課 用地対策課 技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川課 砂防課 港湾課 都市計画課 公園下水道課 建築住宅課 営繕課	[略]			課	課 内 室	総合政策課	中山間・地域対策室	市町村課	市町村合併支援室	障害福祉課	[略]	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 分掌事務</p> <p>第1款 県民政策部各課の分掌事務 (第7条-第9条の7)</p> <p>第2款~第9款 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節~第51節 [略]</p> <p>第52節 削除</p> <p>第53節 東九州自動車道用地事務所 (第255条の2-第255条の4)</p> <p>第4章~第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(局及び課の設置)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>局</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 生活・協働・男女参画課 文化文教・国際課 人権同和対策課 情報政策課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境森林部</td> <td></td> <td>環境森林課 環境管理課 循環社会推進課 自然環境課 森林整備課 山村・木材振興課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">商工観光労働部</td> <td></td> <td>商工政策課 工業支援課 商業支援課 労働政策課</td> </tr> <tr> <td>企業立地推進局</td> <td>企業立地課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td></td> <td>管理課 用地対策課 技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川課 砂防課 港湾課 都市計画課 建築住宅課 営繕課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(課内室の設置)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>課 内 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療薬務課</td> <td>薬務対策室</td> </tr> <tr> <td>障害福祉課</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	局	課	県民政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 生活・協働・男女参画課 文化文教・国際課 人権同和対策課 情報政策課	[略]			環境森林部		環境森林課 環境管理課 循環社会推進課 自然環境課 森林整備課 山村・木材振興課	商工観光労働部		商工政策課 工業支援課 商業支援課 労働政策課	企業立地推進局	企業立地課	[略]			県土整備部		管理課 用地対策課 技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川課 砂防課 港湾課 都市計画課 建築住宅課 営繕課	[略]			課	課 内 室	医療薬務課	薬務対策室	障害福祉課	[略]
部	局	課																																																																	
県民政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 生活・協働・男女参画課 文化文教・国際課 人権同和対策課 情報政策課																																																																	
[略]																																																																			
環境森林部		環境森林課 環境管理課 環境対策推進課 自然環境課 森林整備課 山村・木材振興課																																																																	
商工観光労働部		商工政策課 工業支援課 商業支援課 経営金融課 労働政策課																																																																	
	企業立地推進局	企業立地課																																																																	
[略]																																																																			
県土整備部		管理課 用地対策課 技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川課 砂防課 港湾課 都市計画課 公園下水道課 建築住宅課 営繕課																																																																	
[略]																																																																			
課	課 内 室																																																																		
総合政策課	中山間・地域対策室																																																																		
市町村課	市町村合併支援室																																																																		
障害福祉課	[略]																																																																		
部	局	課																																																																	
県民政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 生活・協働・男女参画課 文化文教・国際課 人権同和対策課 情報政策課																																																																	
[略]																																																																			
環境森林部		環境森林課 環境管理課 循環社会推進課 自然環境課 森林整備課 山村・木材振興課																																																																	
商工観光労働部		商工政策課 工業支援課 商業支援課 労働政策課																																																																	
	企業立地推進局	企業立地課																																																																	
[略]																																																																			
県土整備部		管理課 用地対策課 技術企画課 道路建設課 道路保全課 河川課 砂防課 港湾課 都市計画課 建築住宅課 営繕課																																																																	
[略]																																																																			
課	課 内 室																																																																		
医療薬務課	薬務対策室																																																																		
障害福祉課	[略]																																																																		

[略]

(総合政策課)

第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7)～(9) [略]

(10) 総合的な地域づくりの推進に関すること。

(11) 土地対策の企画及び総合調整に関すること。

(12) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行事務に関すること。

(13) 中山間地域振興対策の総合調整に関すること。

(14) 水資源対策に関すること。

(15) 総合計画審議会、開発事業特別資金審議会、国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。

(16)～(18) [略]

2 中山間・地域対策室においては、前項第10号から第14号までに掲げる事務及び第15号に掲げる事務のうち国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関する事務を分掌する。

第9条の3～第9条の6 [略]

第2款 総務部各課の分掌事務

(人事課)

第11条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 行政経営課の予算に関すること。

(市町村課)

第15条の2 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 固定資産評価審議会及び市町村合併推進審議会に関すること。

(7) [略]

2 市町村合併支援室においては、前項第5号に掲げる事務及び第6号に掲げる事務のうち市町村合併推進審議会に関する事務を分掌する。

(総務事務センター)

第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 職員の児童手当に関すること。

(7)～(14) [略]

(危機管理課)

第15条の4 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

山村・木材振興課	みやざきスギ活用推進室
商工政策課	金融対策室
[略]	

(総合政策課)

第7条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 地方分権の推進に関すること。

(8)～(10) [略]

(11) 総合計画審議会及び開発事業特別資金審議会に関すること。

(12)～(14) [略]

(中山間・地域政策課)

第9条の3 中山間・地域政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

。

(1) 総合的な地域政策の推進に関すること。

(2) 二地域居住及び移住の促進に関すること。

(3) 土地対策の企画及び総合調整に関すること。

(4) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の施行事務に関すること。

(5) 国土利用計画審議会及び土地利用審査会に関すること。

(6) 中山間地域振興対策の総合調整に関すること。

(7) 水資源対策に関すること。

第9条の4～第9条の7 [略]

第2款 総務部各課の分掌事務

(人事課)

第11条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) [略]

(市町村課)

第15条の2 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 広域行政に関すること。

(7) 固定資産評価審議会に関すること。

(8) [略]

(総務事務センター)

第15条の3 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 職員の子ども手当に関すること。

(7)～(14) [略]

(危機管理課)

第15条の4 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

<p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 消防保安課の予算に関すること。</u></p> <p>(福祉保健課)</p> <p>第24条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 福祉こどもセンター、福祉事務所、保健所、衛生環境研究所、<u>看護大学及び福祉総合センターに関すること。</u></p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(医療薬務課)</p> <p>第25条 医療薬務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(こども政策課)</p> <p>第31条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童手当に関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p><u>(6) こども家庭課の予算に関すること。</u></p> <p>(環境森林課)</p> <p>第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)～(11) [略]</p> <p>(環境管理課)</p> <p>第34条 環境管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 地球温暖化対策に関すること。</u></p> <p>(3)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 環境対策推進課の予算に関すること。</u></p> <p>(環境対策推進課)</p> <p>第35条 環境対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>廃棄物対策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許可に関すること。</u></p> <p>(3) <u>廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公共関与事業の推進に関すること。</u></p> <p>(5) <u>廃棄物の処理に係る監視指導に関すること。</u></p> <p>(山村・木材振興課)</p> <p>第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 林業金融に関すること。</p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>(商工政策課)</p>	<p>(1)～(7) [略]</p> <p>(福祉保健課)</p> <p>第24条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 福祉こどもセンター、福祉事務所、保健所、衛生環境研究所及び福祉総合センターに関すること。</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(医療薬務課)</p> <p>第25条 医療薬務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 看護大学に関すること。</u></p> <p><u>2 薬務対策室においては、前項第2号に掲げる事務のうち薬剤師に関する事務、第7号から第11号までに掲げる事務並びに第12号に掲げる事務のうち麻薬中毒審査会及び薬事審議会に関する事務を分掌する。</u></p> <p>(こども政策課)</p> <p>第31条 こども政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童手当(子ども手当)に関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(環境森林課)</p> <p>第33条 環境森林課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 地球温暖化対策に関すること。</u></p> <p><u>(4) 新エネルギービジョン、新エネルギーの普及啓発及び住宅用太陽光発電に関すること。</u></p> <p>(5)～(13) [略]</p> <p>(環境管理課)</p> <p>第34条 環境管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)～(12) [略]</p> <p>(循環社会推進課)</p> <p>第35条 循環社会推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>循環型社会形成推進のための諸対策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許可に関すること。</u></p> <p>(4) <u>廃棄物の処理に係る監視指導に関すること。</u></p> <p>(5) <u>財団法人宮崎県環境整備公社及びエコクリーンプラザみやざきに関すること。</u></p> <p>(山村・木材振興課)</p> <p>第38条 山村・木材振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 林業及び木材産業の金融に関すること。</p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p><u>2 みやざきスギ活用推進室においては、前項第2号から第5号までに掲げる事務を分掌する。</u></p> <p>(商工政策課)</p>
--	--

第39条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 経済国際化に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 部の広報活動の企画及び総合調整に関すること。

(4)～(7) [略]

(工業支援課)

第40条 工業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 創業及び新規事業への進出の支援に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (7) 農商工連携等の推進に関すること (他課の主管に属するものを除く。)
- (8) 工業技術の開発及び利用の支援に関すること。
- (9) 産業財産権及び発明奨励に関すること。

(10) [略]

(商業支援課)

第41条 商業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 貿易の振興に関すること。
- (5)～(8) [略]

(経営金融課)

第42条 経営金融課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業金融に関すること。
- (2) 中小企業高度化資金に関すること。
- (3) 中小企業に対する設備資金事業及び設備貸与事業の指導等に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 中小企業の経営の診断、助言及び相談に関すること。
- (6) 中小企業診断士に関すること。
- (7) 中小企業の経営革新の支援に関すること。
- (8) 中小企業の組織化に関すること。
- (9) 中小企業及び経営指導員の研修に関すること。
- (10) 商工青年事業者学修集団の指導に関すること。
- (11) 信用保証協会に関すること。
- (12) 中小企業団体 (信用協同組合を除く。) 及び中小企業団体中央会に関すること。
- (13) 商工会議所及び商工会に関すること。

(企業立地推進局)

第39条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 中小企業金融に関すること。
- (3) 信用保証協会に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 中小企業高度化資金に関すること。
- (6) 小規模企業者等設備導入資金制度に関すること。
- (7) 中小企業の経営の診断、助言及び相談に関すること。
- (8) 中小企業診断士に関すること。
- (9) 中小企業の組織化に関すること。
- (10) 中小企業及び経営指導員の研修に関すること。
- (11) 中小企業団体 (信用協同組合を除く。) 及び中小企業団体中央会に関すること。
- (12) 商工会議所及び商工会に関すること。
- (13)～(16) [略]

2 金融対策室においては、前項第2号から第8号までに掲げる事務を分掌する。

(工業支援課)

第40条 工業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(5) [略]
- (6) 工業技術の開発及び利用の支援に関すること。
- (7) 産業財産権及び発明奨励に関すること。
- (8) 創業及び新規事業への進出の支援に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (9) 農商工連携等の推進に関すること (他課の主管に属するものを除く。)
- (10) 中小企業の経営革新の支援に関すること。
- (11) [略]

(商業支援課)

第41条 商業支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 経済国際化の推進及び貿易の振興に関すること。
- (5)～(8) [略]

第42条 削除

(企業立地課)

第44条 企業立地推進局の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 宮崎・日南海岸リゾート構想に関すること。

(3)～(7) [略]

(8) スポーツランドみやざきの推進に関すること。

(9)・(10) [略]

(みやざきアピール課)

第44条の3 みやざきアピール課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 観光・交流基盤の整備促進に関すること。

(4) 二地域居住及び移住の促進に関すること。

(5) 都市と山村の交流促進に関すること。

(都市計画課)

第70条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 都市計画事業の認可及び指導監督に関すること(公園下水道課の主管に属するものを除く。)

(7)・(8) [略]

(9) [略]

(10) その他都市計画事業に関すること。

(公園下水道課)

第70条の2 公園下水道課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道及び都市下水路に関すること。

(2) 都市公園に関すること。

(3) 公共下水道及び都市下水路並びに都市公園に係る都市計画事業の認可及び指導監督に関すること。

(4) 都市災害復旧事業に関すること。

(5) 都市公園総合事務所及び青島亜熱帯植物園に関すること。

(内部組織)

第 115条 都城保健所及び延岡保健所に次の課を置く。

[略]

2 中央保健所、日南保健所、小林保健所、高鍋保健所、日向保健所及び高千穂保健所に次の課を置く。

[略]

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

衛生環境課

(1) 食品衛生及び乳肉衛生に関すること(都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(2)～(5) [略]

(6) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等の衛生保持に関すること(都城保健所及び延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

。

第44条 企業立地課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(観光推進課)

第44条の2 観光推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 観光基盤の整備促進に関すること。

(3)～(7) [略]

(8)・(9) [略]

(みやざきアピール課)

第44条の3 みやざきアピール課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) スポーツランドみやざきの推進に関すること。

(都市計画課)

第70条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6)・(7) [略]

(8) 都市公園に関すること。

(9) 公共下水道及び都市下水路に関すること。

(10) 都市計画事業の認可及び指導監督に関すること。

(11) 都市災害復旧事業に関すること。

(12) [略]

(13) 県立青島亜熱帯植物園に関すること。

(内部組織)

第 115条 延岡保健所に次の課を置く。

[略]

2 中央保健所、日南保健所、都城保健所、小林保健所、高鍋保健所、日向保健所及び高千穂保健所に次の課を置く。

[略]

(分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

衛生環境課

(1) 食品衛生及び乳肉衛生に関すること(延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

(2)～(5) [略]

(6) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等の衛生保持に関すること(延岡保健所にあつては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。)

- (7) 水道、飲用井戸等の衛生対策に関すること（都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (8) [略]
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (10) ねずみ、昆虫等の駆除の指導に関すること（都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 大気汚染、水質汚濁その他の公害に関すること（都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (12)・(13) [略]
- (14) 浄化槽に関すること（都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (15)・(16) [略]
- (17) 薬局、医薬品、医療機器その他薬事に関すること（都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関すること（都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (19) [略]
- (20) 毒物及び劇物に関すること（都城保健所及び延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (21)～(23) [略]
- (24) 薬事等に係る監視指導に関すること（中央保健所に限る。）。
- (25) 特定業種等の食品衛生に係る監視指導に関すること（中央保健所に限る。）。
- (26) 水道施設に係る監視指導に関すること（中央保健所に限る。）。
- (27) 特定建築物に係る監視指導等に関すること（中央保健所に限る。）。

[略]

(名称及び位置)

第 139条 身体障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県身体障害者相談センター	宮崎市清武町木原字勢田5719番地2

(所掌事務)

第 140条 身体障害者相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関すること。
- (2) [略]
- (3) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (4) [略]
- (5) 身体障害者の更生相談に関すること。
- (6) 身体障害者の機能訓練の実施及び指導に関すること。

- (7) 水道、飲用井戸等の衛生対策に関すること（延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (8) [略]
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (10) ねずみ、昆虫等の駆除の指導に関すること（延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 大気汚染、水質汚濁その他の公害に関すること（延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (12)・(13) [略]
- (14) 浄化槽に関すること（延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (15)・(16) [略]
- (17) 薬局、医薬品、医療機器その他薬事に関すること（延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 麻薬、向精神薬、覚せい剤等に関すること（延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (19) [略]
- (20) 毒物及び劇物に関すること（延岡保健所にあっては、広域指導検査課の主管に属するものを除く。）。
- (21)～(23) [略]
- (24) 薬事等に係る監視指導に関すること（中央保健所及び都城保健所に限る。）。
- (25) 特定業種等の食品衛生に係る監視指導に関すること（中央保健所及び都城保健所に限る。）。
- (26) 水道施設に係る監視指導に関すること（中央保健所及び都城保健所に限る。）。
- (27) 特定建築物に係る監視指導等に関すること（中央保健所及び都城保健所に限る。）。

[略]

(名称及び位置)

第 139条 身体障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県身体障害者相談センター	宮崎市霧島1丁目1番地2

(所掌事務)

第 140条 身体障害者相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者福祉に係る市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する情報提供等の援助に関すること。
- (2) [略]
- (3) 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (4) [略]
- (5) 身体障がい者の更生相談に関すること。
- (6) 身体障がい者の機能訓練の実施及び指導に関すること。

(7)～(9) [略]

(所掌事務)

第 238 条 土木事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9)～(12) [略]

(内部組織)

第 239 条 宮崎土木事務所に次の課を置く。

[略]

建築課

[略]

河川砂防課

2 日南土木事務所、串間土木事務所及び高岡土木事務所に次の課を置く。

[略]

3 都城土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に次の課を置く。

[略]

4 小林土木事務所、西都土木事務所及び高鍋土木事務所に次の課を置く。

[略]

5 [略]

(分掌事務)

第 240 条 前条第 1 項に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課(宮崎土木事務所、都城土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所にあつては、第 3 号から第 5 号まで、第 8 号、第 10 号、第 16 号及び第 21 号を除く。)

(1)～(6) [略]

(7) 工事の入札及び契約に関すること。

(8)～(10) [略]

(11)～(14) [略]

(15) 都市計画に関すること(用地課、建築課、道路課及び工務課の主管に属するものを除く。)

(16)～(22) [略]

用地課

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(9) 建設工事に係る資材の分別解体等に関すること(建築課

(7)～(9) [略]

(10) 高次脳機能障がい者の支援に関すること。

(所掌事務)

第 238 条 土木事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 県の設置に係る都市公園(県立青島亜熱帯植物園を含む。以下「都市公園」という。)に関すること(宮崎土木事務所及び西都土木事務所に限る。)

(10)～(13) [略]

(内部組織)

第 239 条 宮崎土木事務所に次の課を置く。

[略]

建築課

技術調整課

[略]

河川砂防・都市公園課

2 日南土木事務所、串間土木事務所、高岡土木事務所及び高鍋土木事務所に次の課を置く。

[略]

3 都城土木事務所に次の課を置く。

[略]

4 小林土木事務所及び西都土木事務所に次の課を置く。

[略]

5 日向土木事務所及び延岡土木事務所に次の課を置く。

総務課

用地課

技術調整課

道路課

河川砂防課

6 [略]

(分掌事務)

第 240 条 前条第 1 項から第 5 項までに規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課(宮崎土木事務所、都城土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所にあつては、第 3 号から第 5 号まで、第 8 号、第 10 号、第 17 号及び第 22 号を除く。)

(1)～(6) [略]

(7) 工事の入札及び契約に関すること(技術調整課の主管に属するものを除く。)

(8)～(10) [略]

(11) 都市公園の管理に関すること(西都土木事務所に限る。)

(12)～(15) [略]

(16) 都市計画に関すること(用地課、建築課、技術調整課、道路課及び工務課の主管に属するものを除く。)

(17)～(23) [略]

用地課

(1)～(7) [略]

(8) 都市公園の管理に関すること(宮崎土木事務所に限る。)

(9) [略]

(10) 建設工事に係る資材の分別解体等に関すること(建築課

、道路課及び河川砂防課の主管に属するものを除く。)

建築課

- (1) [略]
- (2) 都市計画に関する事(道路課の主管に属するものを除く。)
- (3) [略]
- (4) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事(道路課及び河川砂防課の主管に属するものを除く。)

道路課

- (1) 道路及び都市計画工事の調査、設計及び監督に関する事
- (2) 国費又は県費補助の道路及び都市計画工事の調査及び監督に関する事
- (3) 都市計画法に基づく開発許可に係る土木技術に関する事
- (4) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事(河川砂防課の主管に属するものを除く。)

河川砂防課

- (1) 河川及び砂防工事の調査、設計及び監督に関する事
- (2) 国費又は県費補助の河川及び砂防工事の調査及び監督に

、技術調整課、道路課、河川砂防・都市公園課及び河川砂防課の主管に属するものを除く。)

建築課

- (1) [略]
- (2) 都市計画に関する事(技術調整課及び道路課の主管に属するものを除く。)
- (3) [略]
- (4) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事(技術調整課、道路課及び河川砂防・都市公園課の主管に属するものを除く。)

技術調整課

- (1) 公共事業評価の総括に関する事
- (2) アセットマネジメントの総括に関する事
- (3) 公共事業景観形成の総括に関する事
- (4) 市町村等地元要望の総合調整に関する事
- (5) 入札・契約制度に係る技術的調整に関する事
- (6) 公共工事の品質確保の促進に関する事
- (7) 各種技術基準等の運用に関する事
- (8) 公共事業のコスト縮減(設計VE等)に関する事
- (9) 総合評価落札方式の総括に関する事
- (10) その他管内の所管事業に係る計画調査に関する事

道路課

- (1) 道路及び都市計画工事の調査、設計及び監督に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (2) 国費又は県費補助の道路及び都市計画工事の調査及び監督に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (3) 都市公園の施設及び設備の建設及び保全に関する事(西都土木事務所に限る。)
- (4) 都市計画法に基づく開発許可に係る土木技術に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (5) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事(技術調整課、河川砂防・都市公園課及び河川砂防課の主管に属するものを除く。)

河川砂防・都市公園課

- (1) 河川及び砂防工事の調査、設計及び監督に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (2) 国費又は県費補助の河川及び砂防工事の調査及び監督に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (3) 都市公園の施設及び設備の建設及び保全に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (4) 災害復旧に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (5) 水防に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (6) 海岸保全施設の工事施行に関する事(技術調整課の主管に属するもの並びに農林振興局及び港湾事務所の所管に属するものを除く。)
- (7) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)

河川砂防課

- (1) 河川及び砂防工事の調査、設計及び監督に関する事(技術調整課の主管に属するものを除く。)
- (2) 国費又は県費補助の河川及び砂防工事の調査及び監督に

関すること。

(3) 災害復旧に関すること。

(4) 水防に関すること。

(5) 海岸保全施設の工事施行に関すること (宮崎土木事務所、高鍋土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に限る。ただし、農林振興局及び港湾事務所の所管に属するものを除く。)

(6) ダムの洪水調節、操作、調査、研究その他必要な管理並びにダムその他附帯施設の維持、修繕及び改善計画に関すること (宮崎土木事務所を除く。)

(7) 建設工事に係る資材の分別解体等に関すること。

工務課

(1)～(6) [略]

(7) 海岸保全施設の工事施行に関すること (日南土木事務所及び串間土木事務所に限る。ただし、農林振興局及び港湾事務所の所管に属するものを除く。)

(8)・(9) [略]

第52節 都市公園総合事務所

(設置)

第 252条 県の設置に係る都市公園 (県立青島亜熱帯植物園を含む。以下「都市公園」という。) に関する事務を処理するため、都市公園総合事務所を置く。

(名称及び位置)

第 253条 都市公園総合事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県都市公園総合事務所	宮崎市大字熊野1443番地12

(所掌事務)

第 254条 都市公園総合事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 都市公園の管理に関すること。

(2) 都市公園の施設及び設備の建設及び保全に関すること。

第 255条 削除

(内部組織)

第 255条の 5 東九州自動車道用地事務所に支所を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
宮崎県東九州自動車道用地事務所宮崎支所	宮崎市大字島之内1087

(分掌事務)

第 255条の 6 東九州自動車道用地事務所宮崎支所の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 東九州自動車道に係る用地事務に関すること (都農町以南に係るものに限る。)

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県固定資産評価審議会	[略]	
宮崎県市町村	市町村の合併の特例等に関する	総務部市町村

関すること (技術調整課の主管に属するものを除く。)

(3) 災害復旧に関すること (技術調整課の主管に属するものを除く。)

(4) 水防に関すること (技術調整課の主管に属するものを除く。)

(5) 海岸保全施設の工事施行に関すること (日向土木事務所及び延岡土木事務所に限る。ただし、技術調整課の主管に属するもの並びに農林振興局及び港湾事務所の所管に属するものを除く。)

(6) ダムの洪水調節、操作、調査、研究その他必要な管理並びにダムその他附帯施設の維持、修繕及び改善計画に関すること (技術調整課の主管に属するものを除く。)

(7) 建設工事に係る資材の分別解体等に関すること (技術調整課の主管に属するものを除く。)

工務課

(1)～(6) [略]

(7) 海岸保全施設の工事施行に関すること (日南土木事務所、串間土木事務所及び高鍋土木事務所に限る。ただし、農林振興局及び港湾事務所の所管に属するものを除く。)

(8)・(9) [略]

第52節 削除

第 252条から第 255条まで 削除

(名称等)

第 262条 法第 138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担当事務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主 管 部 課
[略]		
宮崎県固定資産評価審議会	[略]	

合併推進審議会	る法律（平成16年法律第59号）第59条第3項の規定により県が自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成又は変更するに当たり意見を述べる事務及び同法第60条第2項の規定による自主的な市町村の合併の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	課
[略]		

(広報企画監等)

第 265条 前 2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
福祉保健部	薬務対策監	上司の命を受けて、薬務対策の総合調整に関する事務を掌理する。
	感染症対策監	[略]
環境森林部	計画指導監	[略]
	木材流通対策監	上司の命を受けて、木材の流通及び販路拡大対策の総合調整に関する事務を掌理する。
[略]		

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
保健所	所長 次長（中央保健所、都城保健所及び延岡保健所にあつては、2人） 課長
[略]	
土木事務所	所長 次長（宮崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に限る。ただし、宮崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所にあつては、2人） 課長 駐在所長
建設技術センター	所長 副所長 教授
港湾事務所	[略]
都市公園総合事務所	所長 副所長
東九州自動車道用地事務所	所長 副所長 支所長

(職務)

第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
教授	[略]

[略]		

(広報企画監等)

第 265条 前 2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

組 織	職	職 務
[略]		
福祉保健部		
	感染症対策監	[略]
環境森林部	計画指導監	[略]
[略]		

(職)

第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

出先機関及びその他の機関	職
[略]	
保健所	所長 次長（都城保健所及び延岡保健所にあつては、2人） 課長
[略]	
土木事務所	所長 次長（宮崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、西都土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に限る。ただし、宮崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所にあつては、2人） 課長 駐在所長
建設技術センター	所長 副所長
港湾事務所	[略]
東九州自動車道用地事務所	所長 副所長

(職務)

第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職 務
[略]	
教授	[略]

農業大学校及び建設技術センターにあつては、上司の命を受けて教務の事務を処理する。 [略]	農業大学校にあつては、上司の命を受けて教務の事務を処理する。 [略]
---	---------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の被服貸与規則の一部改正)

- 2 職員の被服貸与規則（昭和35年宮崎県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与する職員の範囲	貸与品の	数量	貸与期間	着用期間	貸与する職員の範囲	貸与品の	数量	貸与期間	着用期間
勤務する機関	職員	種類			勤務する機関	職員	種類		
[略]					[略]				
環境対策推進課	[略]				循環社会推進課	[略]			
[略]					[略]				

(貸金業法施行細則の一部改正)

- 3 貸金業法施行細則（昭和59年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(閲覧所) 第3条 省令第9条第2項の規定により、知事が登録をした貸金業者に係る貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）を商工観光労働部経営金融課（以下「閲覧所」という。）に備え置き、一般の閲覧に供する。	(閲覧所) 第3条 省令第9条第2項の規定により、知事が登録をした貸金業者に係る貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）を商工観光労働部 <u>商工政策課</u> （以下「閲覧所」という。）に備え置き、一般の閲覧に供する。

(都市公園条例施行規則の一部改正)

- 4 都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(保管した工作物等に係る公示事項を掲示する場所) 第23条 条例第11条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>都市公園総合事務所の掲示板</u> (3) [略] 第25条 条例第11条の3第2項に規定する規則で定める場所は、 <u>都市公園総合事務所</u> とする。	(保管した工作物等に係る公示事項を掲示する場所) 第23条 条例第11条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>宮崎土木事務所の掲示板（県立平和台公園、宮崎県総合運動公園、県立阿波岐原森林公園及び宮崎県総合文化公園に係る事項に限る。）</u> (3) [略] 第25条 条例第11条の3第2項に規定する規則で定める場所は、 <u>次のとおりとする。</u> <u>(1) 宮崎土木事務所（県立平和台公園、宮崎県総合運動公園、県立阿波岐原森林公園及び宮崎県総合文化公園に係る事項に限る。）</u> <u>(2) 西都土木事務所（特別史跡公園西都原古墳群に係る事項に限る。）</u>

